平成２４年（再ロ）第１号
長野県上高井郡高山村大字高井4839番地21
再生債務者　水橋　信夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第２３２号
大阪市生野区桃谷２丁目５番41号２Ｆ
再生債務者　濱田　哲典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３６号
神戸市北区有野町有野3559番地の１　ウォームリブ103号
再生債務者　田中　陽介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２号
香川県高松市香川町大野2200番地　県営住宅香川団地16棟103号室
再生債務者　中川　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再イ）第２１号
仙台市泉区八乙女３丁目８番地の１　ファミリエール八乙女301
再生債務者　氏家　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２９号
仙台市青葉区通町２丁目17番６―302号
再生債務者　佐藤　美雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３８号
埼玉県川越市大字小堤549番地247
再生債務者　添田　知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第３９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目31番16―207号　ソフィア鶴ヶ島
再生債務者　杉山恵美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４５号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3088番地の21
再生債務者　關野喜代司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月14日
さいたま地方裁判所川越支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１８３８号
埼玉県川口市青木２―９―22―802
再生債務者　渡辺　茂夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年４月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第９号
宮城県名取市手倉田字八幡605番地Ｄ’レスティア名取駅前Ⅱ202号
再生債務者　垣内　友洋
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月21日から平成24年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１００７５号
東京都台東区浅草２―５―12　第三夏野ビル301
再生債務者　夏野丈太郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月24日から平成24年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
鹿児島県霧島市国分敷根829番地１
再生債務者　福﨑　利文
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月24日から平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第７号
神戸市灘区楠丘町２丁目４番19号
再生債務者　明田　裕人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号
佐賀市諸富町大字山領817番地４
再生債務者　下川　和也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月13日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００７号
千葉県松戸市常盤平５―27―３―906
再生債務者　五十嵐美昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１１号
大阪市住吉区我孫子東１丁目５番３―301号
再生債務者　廣岡　成浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部